

# Mito

広報みと

令和6(2024)年

1.15

No.1566  
お知らせ号

## 市民税・県民税の申告には 事前予約が必要です

問合せ／市民税課(☎232-9138)

市の申告会場(出張申告会場を含む)で市民税・県民税申告や確定申告をする場合、  
事前に期日・時間帯の予約が必要です。

予約した時間内に来場・受付をしてください。当日の混雑状況によっては、受付時間  
が前後する場合があります。



### 申告会場

#### ■ 市役所本庁舎

期間／2月16日(金)～3月15日(金)

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月25日(日)は受付  
けません。

時間／午前9時～正午、午後1時～4時30分

場所／市役所2階大会議室

#### ■ 出張申告会場

会場	期日
稲荷第一市民センター	2月2日(金)
内原市民センター	2月7日(水)・8日(木)・9日(金)
石川市民センター	2月19日(月)・20日(火)
桜川市民センター	2月27日(火)
堀原市民センター	2月29日(木)、3月1日(金)
山根市民センター	3月5日(火)
国田市民センター	3月7日(木)

時間／午前9時～正午、午後1時～4時30分

### 予約方法

市公式LINEまたは専用ダイヤルで予約ができます。  
市民税課窓口での申出や、市民税課・出張申告会場な  
どへの電話による予約はできません。すでに完成してい  
る申告書を提出する場合の予約は不要です。

#### ■ 市公式LINE

受付期間／1月25日(木)の午前9時～3月14日(木)

予約方法／①市公式LINEを友だち追加 ②ト  
ールーム内の基本メニューから「市・県民税  
申告予約」を選択 ※受付期間前は選択でき  
ません。 ③希望する会場を選択 ④申告する人数・  
日時を選択



※24時間受付です。希望日の前日の午後5時までに予  
約(変更含む)してください。受付期間前には予約でき  
ません。

#### ■ 専用ダイヤル(☎297-6010)

受付期間／1月26日(金)～3月14日(木)

受付時間／午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。希望日の前開庁日までに予  
約(変更含む)してください。受付期間前はつながりま  
せん。専用ダイヤルは、大変込み合います。つながら  
ない場合は、時間または日を改めてかけ直してください。

### 市民税・県民税の申告書は、郵送でも提出できます

次の添付書類を同封することにより、申告書の記入  
を一部省略できます。添付書類をもとに、市民税課で  
各所得・控除額を計算し、適用します。

添付書類／マイナンバーと身元が確認できる書類の写  
し、給与・年金収入のある方は源泉徴収票、各種控  
除の証明書など

※医療費控除の適用を受けるには、医療費控除の明細  
書の提出が必要です。

※受付印のある申告書の控えが必要な方は、返信用  
封筒(宛名を記入し、切手を貼ったもの)と申告書  
のコピーも同封してください。申告書のコピーに  
受付印を押印したものを返送します(補記は行いま  
せん)。

提出方法／3月15日(金)(当日消印有効)までに、申  
告書に、住所・氏名など必要事項を記入し、水戸  
市市民税課(〒310-8610)へ



# 市民税・県民税の申告

問合せ／市民税課(☎232-9138)

## 申告の対象

令和6年1月1日現在、市内に居住する方で、次の方は、令和5年中の収入について、3月15日(金)までに、市民税・県民税の申告が必要です。

令和5年度市民税・県民税の申告をした方、事前に希望のあった方には、1月26日(金)から、申告書と申告の手引きを送付します。申告が必要な方で、申告書が届いていない場合は、市民税課(☎232-9138)へお問合せください。

### 申告が必要な方

- ① 営業・農業を営んでいる方、不動産所得や一時所得のある方
- ② 給与収入のある方で、次のいずれかの方
  - ・勤務先から水戸市へ給与支払報告書が提出されない方 ※勤務先に確認してください。
  - ・年末調整できなかった控除などの申告をする方
  - ・給与収入のほかに20万円以下の所得がある方 ※20万円を超える場合は、確定申告が必要です。
- ③ 年金収入のある方で、次のいずれかの方
  - ・年金の収入が400万円以下で、20万円以下のその他の所得がある方 ※20万円を超える場合は、確定申告が必要です。
  - ・医療費控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする方 ※年金収入のみの場合、65歳以上の方(昭和34年1月1日以前生)は年金収入152万円超、65歳未満

の方は102万円超の場合でないと、市民税・県民税がかからないため、申告しても税額は減りません。

- ④ 収入のない方または非課税収入(遺族年金、障害年金など)のみがあり、水戸市に住民登録のある方の被扶養者になっていない方で、以下に該当する方
  - ・国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険、児童扶養手当、就学援助、公営住宅、マル福制度、指定難病などの保険料算定や料率区分判定のために、非課税と決定される必要のある方
  - ・非課税証明書または所得証明書が必要な方

### 申告が不要な方

- ① 所得税の確定申告書を提出する方
- ② 給与収入のみで、勤務先から水戸市へ給与支払報告書(複数ある場合はすべて)が提出される方
- ③ 公的年金収入のみ(外国からの年金などを除く)で各種控除の追加申告のない方
- ④ 親族の被扶養者として申告されている方で各種証明書が不要な方 ※扶養者が水戸市に住民登録している場合に限る。

## 申告に必要なもの

- ① 令和6年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書
- ② マイナンバーカード ※マイナンバーカードを持っていない方は、個人番号確認と身元確認のため、下表から1つずつ必要になります。

個人番号確認	身元確認
<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号記載の住民票</li><li>・通知カード(住所・氏名などが住民票に記載されている内容と一致しているものに限る)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証</li><li>・公的医療保険の被保険者証</li><li>・パスポート</li><li>・在留カード など</li></ul>

- ③ 令和5年中の給与や年金収入が分かる書類(源泉徴収票、年金支払報告書など)
- ④ 収入や支出が分かる書類(事業・不動産所得の收支内訳書・帳簿、配当所得や一時所得などの受取金額や経費が分かるもの)
- ⑤ 医療費控除の明細書や各種控除の証明書 ※医療費控除、生命保険料控除などの所得控除を受ける場合。

## 令和6年度から適用される市民税・県民税の主な改正

### ― 上場株式等の配当所得・譲渡所得等の課税方式が統一されます ―

令和6年度(令和5年分)の市民税・県民税から、特定配当等及び株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を、所得税と一致させることとなりました。このことにより、所得税では総合又は分離課税で申告を行い、市民税・県民税では申告しないということができなくなりました。

また、所得税の申告で一度課税方式を選択すると、修正申告や更正の請求で課税方式を変更することはできません。所得税で、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係

る所得を申告すると、これらの所得は市民税・県民税でも合計所得金額に算入されます。

このことにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料や介護保険料などの算定や、各種行政サービスなどに影響が出る場合があります。申告にあたっては、ご自身で検討のうえ、申告をお願いします。

市民税・県民税の申告について、詳細は、市ホームページでお知らせしています。



## ！ 水戸税務署での受付が必要な確定申告について

次の申告をする方は、水戸税務署の確定申告会場で申告してください。

- ①土地・建物等を譲渡した(売った)申告をする
- ②住宅ローン控除の初年度の申告をする
- ③準確定申告(亡くなった方の申告)をする
- ④令和4年分以前の確定申告をする
- ⑤青色申告、消費税または贈与税の申告をする など

## ！ スマホ・パソコンで市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

市民税・県民税の試算と、申告書の作成を、市ホームページから行うことができます。作成した申告書は、印刷して、郵送または窓口で提出することができます。詳細は、市ホームページをご覧ください。  
※令和6年度版の利用開始は、1月下旬を予定しています。  
※電子申告には対応していません。



## 水戸税務署からのお知らせ

問合せ／水戸税務署(☎231-4211) ※自動音声案内。

### ■ 所得税などの確定申告を受付けます

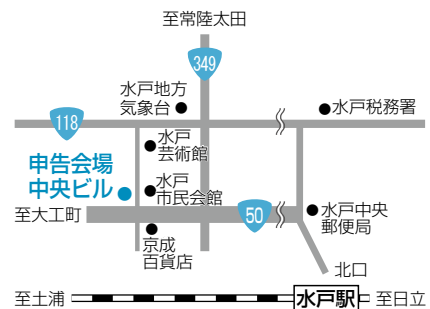
期間／2月16日(金)～3月15日(金)

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月25日(日)は開設。

※上記期間中は、水戸税務署庁舎(北見町)では申告相談を行っていません。

時間／午前9時～午後4時

場所／中央ビル4階(泉町2)



### ！ 申告会場への入場には入場整理券が必要です

- ①国税庁公式LINEで事前発行
- ②当日配付(配付状況により、受付を終了する場合があります)ので、国税庁公式LINEでの事前発行をおすすめします



会場には、駐輪場・無料駐車場がありませんので、公共交通機関などでの来場にご協力ください。

### ■ マイナンバーカードを使って、自宅から確定申告ができます

確定申告には、スマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告期間中は、24時間いつでも利用できるため、申告会場に向わずに手続きができます。また、還付申告をe-Taxで行うと、書面での申告と比べて早く還付されます。



#### ▼e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)

開設時間／午前9時～午後8時 ※土・日曜日、祝日を除く。

#### ▼マイナポータル連携が便利です

マイナポータル連携により、申告に必要な各種証明書などのデータを一括で取得できます。確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報など1件ずつ入力する手間が不要になります。



### ■ 来場時の注意点

- スマホ申告を基本としています
- マイナンバーカードを利用して申告する場合は、パスワードを確認してからお越しください
- 必要書類が不足する場合は、確定申告ができませんので、事前に、国税庁ホームページをご確認ください



### ■ スマホ申告をご利用ください

#### ▼次の方はスマホ申告専用画面で作成を！

- 年末調整が済んでいない
- 年末調整が済んでいて、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする
- 2か所以上の給与と所得がある
- 給与のほかに年金収入や副業などの雑所得がある
- 株式などの譲渡をした(特定口座をお持ちの方)

#### ▼青色申告決算書や収支内訳書も作成できます

事業所得や不動産所得がある方の青色申告書や収支内訳書も、スマホ申告専用画面で作成できます。

収入金額と各種必要経費を入力すると、所得金額が自動計算されるため、計算を誤る心配がありません。また、作成した決算書データを翌年に引き継ぐことで、翌年以降の減価償却費の計算など、一定の項目が自動入力されます。